

競争入札参加有資格業者の指名停止措置について

標記の件について、取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領に定めるところにより、下記のとおり指名停止します。

(独占禁止法違反行為)

(令和 7 年 9 月 1 日作成)

登録 番号	商号又は名称、代表 者名及び本社所在地	指名停止の 期 間	措置要領 該当条項	指名停止の理由
611	新明和工業 株式会社 代表取締役 五十川 龍之 兵庫県宝塚市新明和町 1 － 1	令和 7 年 9 月 2 日 から 令和 7 年 12 月 1 日 (3 カ月)	別 表 第 2 (独 占 禁 止 法 違 反 行 為) 第 4 号	新明和工業 株式会社 は、機械式駐車装置の設置 工事に関し、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行 為を行っていたとして、令 和 7 年 3 月 2 4 日、公正取 引委員会から排除措置命 令及び課徴金納付命令を 受けた。